

第2次佐倉市環境基本計画の進捗状況について（令和2年度分）

1. 第2次佐倉市環境基本計画の概要

(1) 計画の期間

令和2（2020）年度から令和13（2031）年度までの12年間です。

本計画の中間にあたる令和7（2025）年度を目途に、計画の見直しの必要性について評価を行い、必要な場合には取組内容の見直し等を行うものとします。

(2) 目標とする環境像

印旛沼をめぐる私たちの暮らしを理解し、
水と緑とのつきあい方をみんなで考えるまち

(3) 基本目標

目標とする環境像を達成するために、5つの分野における基本目標を定めています。これらの基本目標のもとで、市民、事業者、市の協働により、目標とする環境像の実現に向けた取組を進めていきます。

基本目標1	豊かな自然を守り育てるまち	[～自然共生社会の実現～]
基本目標2	限りある資源を有効に利用するまち	[～循環型社会の実現～]
基本目標3	安心して快適に暮らせるまち	[～安全・安心社会の実現～]
基本目標4	地球環境に配慮したくらしを実践するまち	[～低炭素社会の実現～]
基本目標5	協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち	[～環境保全活動の拡大～]

関連するSDGsの目標



(4) 重点プロジェクト

本市が目標とする環境像の達成に向けた施策・事業のなかでも、特に本市の環境づくりにおいて重要であると考えられる施策・事業を『重点プロジェクト』として位置づけ、環境分野のみならず観光振興やまちづくりといった他分野の施策・事業との連携のもと、優先的な推進を図ります。

(5) 計画の推進と進行管理

本計画の推進にあたっては、庁内各所属の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。そのために、佐倉市環境審議会をはじめ、市民、事業者、市が協働して計画の推進に努めます。

2. 第2次佐倉市環境基本計画の進捗状況

(1) 計画の成果指標と実績

第2次佐倉市環境基本計画で定めた5つの分野における基本目標の達成に向け、各種事業及び成果指標を設定しています。令和2（2020）年度における各種実績は下表及び次のとおりです。

表1 第2次佐倉市環境基本計画進捗状況

基本目標	指標	単位	基準年度 (平成30年度)	令和2年度	中間目標値 (令和7年度)	令和2年度 時点達成状況
1 豊かな自然を守り育てるまち	①印旛沼のCOD値(年平均値、印旛沼水循環健全化計画)	mg/L	12	10	9	未達成
	②ニホンアカガエルの卵塊確認地点数	地点	11	11	11	達成
	③生物多様性の認知度(アンケート結果)	%	38.2	43.1	45.0	未達成
	④佐倉ふるさと広場の来場者数 ※年度集計ではなく、1月から12月までの期間の集計値(イベント開催時を除く)	人	355,703	111,170	381,362	未達成
2 有効に利用する自然を	⑤ごみの総排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収)	t/年	51,398	52,889	45,998	未達成
	⑥市民1人1日当たりのごみの総排出量	g/人・日	801	833	737	未達成
	⑦リサイクル率	%	19	18	19	未達成
3 安心して快適に暮らせるまち	⑧河川BOD環境基準達成率	%	92.0	100	92.0	達成
	⑨一般大気環境基準達成率(光化学オキシダントを除く)	%	100	100	100	達成
	⑩光化学オキシダント環境基準時間達成率	%	93.8	96.3	93.9	達成
	⑪自動車騒音環境基準達成率	%	90.5	89.3	90.8	未達成
	⑫生活排水処理率 ※全人口に対する下水道、農業集落排水、高度処理型合併処理浄化槽で処理する人口の割合	%	93.1	93.9	95.9	未達成
4 地球環境に配慮したくらしを実践するまち	⑬市域から排出される温室効果ガス(CO ₂)排出量	千t-CO ₂	1,650 (平成25年度)	未確定	1,437	—
	⑭市の事務事業から排出される温室効果ガス(CO ₂)排出量	t-CO ₂	14,765 (平成25年度)	12,142	10,989	未達成
5 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち	⑮協働による環境保全活動参加者数	人	15,403	497	15,403	未達成
	⑯「環境について学ぶ機会の多さ」の満足度(アンケート調査)	%	11.5	9.0	17.0	未達成
	⑰環境に関する交流会・ワークショップ参加者数	人	15	0	30	未達成

■ 基本目標 1 豊かな自然を守り育てるまち

- ・ 印旛沼の水質浄化対策を目的として、浚渫及び水の流動化を図る導水対策事業の実施について、国・県へと要望を行いました。
- ・ 畔田谷津ワークショップ等の環境保全活動を継続的に実施し、ニホンアカガエルをはじめとする動植物の生息環境を保全しました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、生物多様性に関する啓発事業の多くが中止となりました。また、同感染症の影響により、佐倉ふるさと広場の来場者数が減少しました。

■ 基本目標 2 限りある資源を有効に利用するまち

- ・ 分別の徹底を図るため、日本語版の他に、英語・中国語・スペイン語のごみの分別一覧表を各 2,000 部作成しました。
- ・ ごみの排出量が増加しましたが、これは、コロナ禍における外出自粛や在宅ワークにより、生活系ごみが増加したためであると考えられます。

■ 基本目標 3 安心して快適に暮らせるまち

- ・ 環境保全の観点から、市内事業者 3 社と環境保全協定を締結しました。
- ・ 河川水質や大気に係る環境基準の達成率が向上しました。この要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の縮小や市民の外出自粛等の結果、汚染物質の排出量が減少したことが考えられます。
- ・ 生活排水処理に関して、合併処理浄化槽の設置及び維持管理に係る補助金の交付を行いました。また、農業集落排水処理施設の維持管理及び未接続者への接続促進を行いました。

■ 基本目標 4 地球環境に配慮したくらしを実践するまち

- ・ 地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金を交付しました。（交付件数：太陽光発電システム 36 件、エネファーム 8 件、定置用リチウムイオン蓄電システム 75 件）
- ・ 市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO₂）排出量について、前年度比 -6.5%と減少しましたが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響で施設の休館等が増えたことが要因であると考えられます。
- ・ 令和 3（2021）年度から ESCO サービスが開始となる 3 施設（西志津ふれあいセンター、北志津保育園、佐倉南図書館）の設備改修等、12 の公共施設で更新を行い、合計で 103.63 t-CO₂ を削減しました。

■ 基本目標 5 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ゴミゼロ運動をはじめとする各種環境イベントが中止となり、環境保全活動参加者数が減少しました。
- ・ コロナ禍における実施形態等について更なる検討が必要であるため、環境に関する交流会・ワークショップは実施しませんでした。

(2) 計画の重点プロジェクト

令和 2（2020）年度における重点プロジェクトの実績は次のとおりです。

■ プロジェクト 1 谷津保全を継続する仕組みづくり

- ・ 市民が民有地において実施している自然環境保全活動に関して、谷津環境保全指針に基づき、地権者に対する協力依頼を行いました。

■ プロジェクト 2 親しまれる印旛沼の再生

- ・ 印旛沼の水質浄化のための啓発を目的とした印旛沼クリーンウォークを、新型コロナウイルス感染症に配慮のうえ、参加団体ごとの分散により開催しました。
- ・ 印旛沼において観光船の周遊を実施するとともに、新しい試みとしてカヌー体験を実施しました。
- ・ サイクリングロード沿いの舟戸一里塚に駐車場を整備しました。

■ プロジェクト 3 環境パートナーシップの形成

- ・ 市民公益サポートセンターに登録している市内環境保全団体に対し、事業実施等に係る情報提供を行いました。
- ・ 自治会や子ども会等の団体が、古紙・古繊維・ビン・カンの回収を行った場合、その回収実績に応じた報奨金を交付しました。

(3) 今後の方向性

新型コロナウイルス感染症等による影響も踏まえ、令和 3（2021）年度以降は主に次のような方向性のもと、計画を進めていきます。

■ 基本目標 1・基本目標 5

新型コロナウイルス感染症への対策に配慮しながら、畔田谷津ワークショップ等の環境保全活動を継続します。また、印旛沼クリーンウォークをはじめとする啓発事業について、同感染状況を見極めたうえで実施を検討します。

■ 基本目標 2

ごみの減量化・再資源化等、環境保全に配慮した事業活動を営む小売店や商店会等に対する認定制度である佐倉市リサイクル協力店・佐倉市エコロジー推奨店認定制度に関する周知を継続します。

■ 基本目標 3

事業所等における規制基準の遵守について、コロナ渦での事業活動の変動にも注視しつつ、引き続き定期的な監視を行います。

■ 基本目標 4

公共施設の空調設備等改修への ESCO 事業導入の可否は、施設の規模や性質、設備の状態等に大きく左右されるため、ESCO 事業者への聞き取り等により市場調査を行いながら、複数施設での同時実施や事業実施のタイミングについて検討していきます。

県内自治体の気候変動適応計画の策定状況と地域気候変動適応センターの設置状況について、情報収集を継続します。

第2次佐倉市谷津環境保全指針

(案)

2022（令和4）年 月

佐倉市

目次

はじめに	1
I 指針の位置づけ	2
II 谷津地形について	3
1. 谷津の構造及び定義について	3
2. 谷津環境の重要性と課題について	5
III 谷津環境保全の目標	14
1. 目標	14
IV 谷津環境保全の方針	15
1. 方針	15
(1) 生物多様性の保全 ～ 市民協働を継続する	15
(2) 谷津景観の保全 ～ 一体的保全を図る	15
(3) 水源の維持 ～ 改変防止に努める	15
(4) 自然と文化の継承 ～ 活用と継承を進める	15
V 谷津環境の保全及び活用の施策	16
1. 施策	16
(1) 谷津環境保全地の選定	16
(2) 土地所有者との協力体制の継続	18
(3) 保全地における保全活動の維持・継続・手法	20
(4) 保全地以外での保全活動との連携	22
(5) 保全及び活用の両立	22
(6) 環境教育・環境学習の実施	23
(7) 広報・啓発活動及び情報発信の取組	23
(8) 情報共有・交流促進の場の形成と多様な主体との連携	24
2. 推進体制	25
資料	1
○ 第2次佐倉市谷津環境保全指針策定記録（現地訪問・谷津見学会）	1
○ 谷津を活用している小中学校リスト	2
○ 谷津ごとの保全活動団体一覧	2
○ 佐倉市内の谷津の位置と名称	3

はじめに

本市は、千葉県北西部に位置し、印旛沼や谷津、樹林地などの豊かな自然の恵みを享受しながら、都市と農村が共存する緑豊かな田園都市として発展してきました。その豊かな自然のシンボルとも言うべき印旛沼は、動植物の生息・生育の場として、流域の水がめとして、そして市民の憩いの場として、私たちにはかり知れない恵みをもたらしてきました。数多く見られる谷津地形は、降る雨を蓄え、湧水を生み、河川を通じて人々の暮らしに欠かせない貴重な水を絶えず供給する水循環を形成し、印旛沼の水源の涵養域として重要な役割を果たすとともに、本市の原風景を私たち作っています。

本市では、佐倉市環境基本条例に基づき、その基本理念を実現するため、1998（平成 10）年 3 月に佐倉市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。その中で「印旛沼と谷津をめぐる水系の保全」を重点的取組の 1 つに掲げており、その具体化を図るために、2006（平成 18）年 3 月に「佐倉市谷津環境保全指針」を策定して、市民団体等と市との協働により、モデル事業をはじめとした各施策を実施してきました。これらにより、谷津景観の復元や維持管理、生物調査による生物多様性の回復、そして土地所有者との協力体制の構築など、一定の成果を上げてきました。

2020（令和 2）年 3 月には、基本計画が計画期間を終えたことから、2020（令和 2）年度から 2031（令和 13）年度までの 12 年間を計画期間とする「第 2 次佐倉市環境基本計画（以下「第 2 次基本計画」という。）」を策定しました。

第 2 次基本計画は、「印旛沼をめぐる私たちの暮らしを理解し、水と緑の付き合い方をみんなで考えるまち」を基本計画から引き続き基本方針とし、印旛沼をはじめとする本市の恵まれた自然と、潤いと安らぎのある生活を享受できる環境を将来へ残していくこととしました。この中で「谷津保全を継続する仕組みづくり」を重点プロジェクトの 1 つに掲げ、引き続き谷津環境の保全を継続していくための重要な取組を、市民・事業者・市が連携して行うとしています。

そのため、本指針の見直しにより、今後の保全活動に対する本市の取組方針を表すものといたします。

本指針見直しにあたっては、有識者や各団体の皆様から貴重なご意見やご提案をいただきました。ご協力いただいた多くの方々に深く感謝申し上げます。

I 指針の位置づけ

谷津環境の保全及び活用については、2020（令和2）年3月に策定した第2次基本計画において、谷津保全を継続していくための仕組みづくりに取り組むことや、長期的な保全に向けた体制の整備を図ることとしています。

また、本市の最上位計画である「第5次佐倉市総合計画（2020（令和2）年3月）」において、豊かな自然環境を次世代に残していくとともに、生きものの生息・生育環境を保全し整備するため、谷津の保全及び活用に重点的に取り組むとしています。

よって、本指針はこれらの計画に基づきつつ、関連計画である「佐倉市都市マスタープラン（2021（令和3）年5月）」、「佐倉市景観計画（2017（平成29）年12月）」との整合・連携を図り、その講じるべき施策の方針及び具体的内容を定め、各施策を推進するために必要な事項を明らかにするものです。

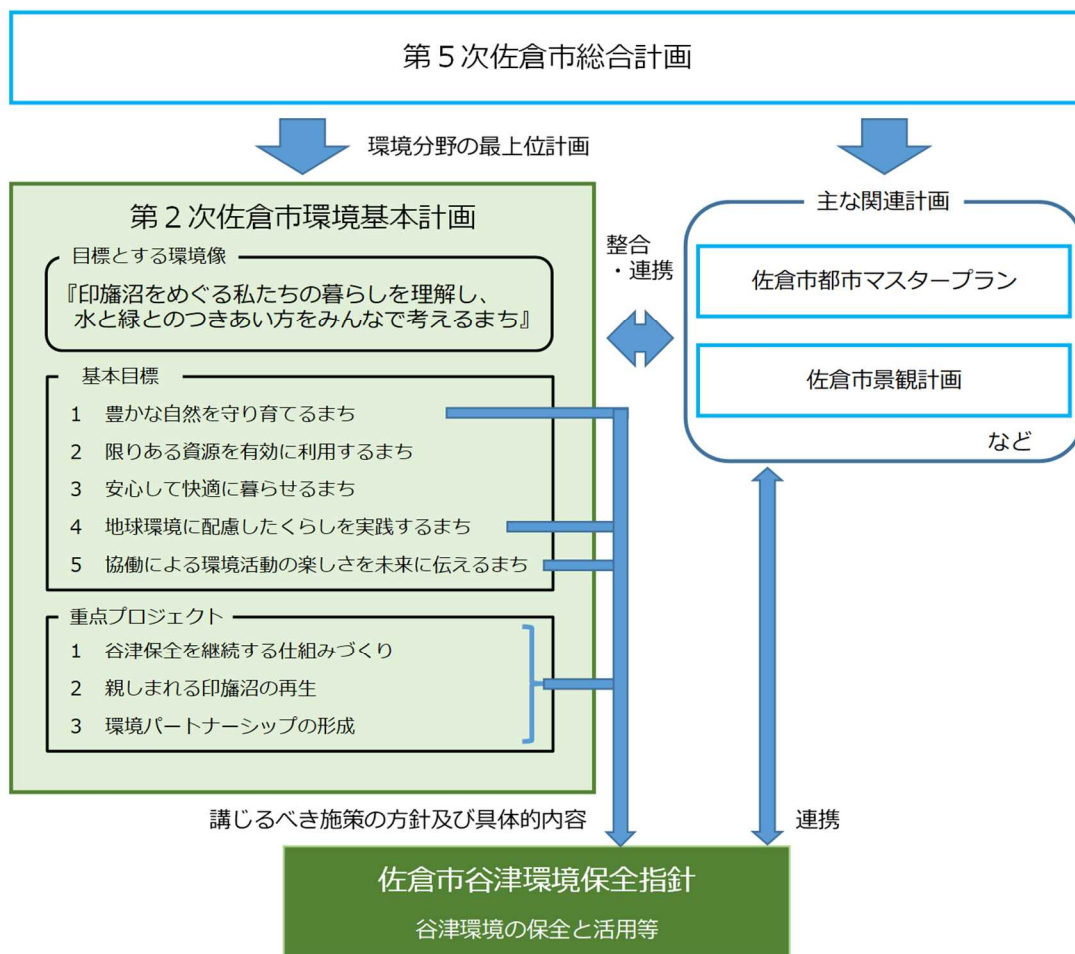


図1 指針の位置づけ

Ⅱ 谷津地形について

1. 谷津の構造及び定義について

谷津地形は、北総地域に多く見られる特徴的な地形であり、その成り立ちは、はるか2万年前にさかのぼります。

本市が含まれる千葉県北西部の下総台地は、かつて広大な海の底でした。氷河期に海面が低下し、平坦な陸地が河川の浸食作用により深い谷をかたち作りました。その後、縄文期には再び海面が上昇し、海が谷の中に進入し、複雑に入り組んだ入り江を形成し、本市は入り江の一番奥に位置していました（縄文海進の時代）。その後、海面低下と上流からの土砂の堆積により平らな谷底を持つ浅い谷地形になったと考えられており（香取の海の時代）、これを「谷津」と呼びます。



図2 縄文海進の時代

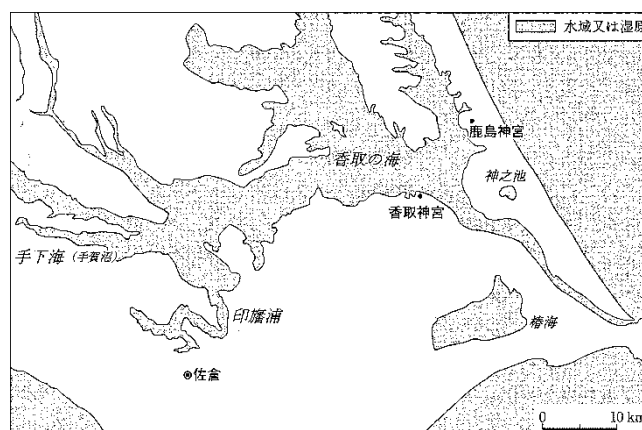


図3 香取の海の時代

(図2、3とも 出典「佐倉市史考古編（本編）p.41」)

谷津を構成する台地上部は平坦で、そこに生育する樹林、草原及び畑地等は、地下水の涵養域となります。この地下水は、一部が湧水となって斜面のすそや低地に表出し、谷津低地やそこで耕作される水田を潤します。

本指針においては、「谷津田（谷津低地）」、「斜面林」及び「斜面林とつながる台地」の一定面積で囲まれる集水域を一つの谷津の単位としており、「谷津」と表す中に、谷津田（谷津低地）、斜面林及び台地を含むものと定義します。

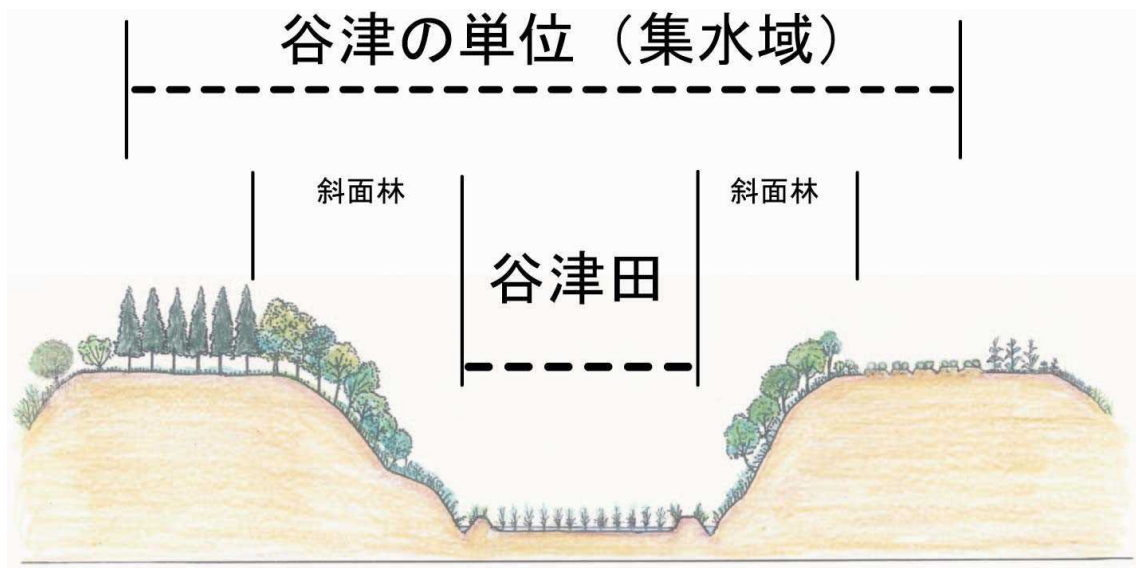


図4 谷津の構造

2. 谷津環境の重要性と課題について

① 生きものの命を育む場

谷津は、低地、斜面林及び台地までひと続きとなっています。その中には、小川や水路、湿地や水田、ため池といった水環境や、低地及び台地の間の斜面林並びにその中で日陰になる林床、台地上の畑地や草原など様々な環境が含まれています。

低地、斜面林及び台地が混在する土地利用は、多様な環境が入り混じった様を指して「モザイク状」と表現されます。これは、はるか昔の縄文の頃から、人が暮らしていくなかでの農的な営みをはじめとした循環型の資源利用によって育まれた「二次的な自然」と呼ばれます。

谷津では、多種多様な生きものがそれぞれの特性に合った環境を見つけて命をつなぎ、本市においては、サシバやオオタカなどの猛禽類を頂点とする生態系ピラミッドの形成が確認されています。生態系ピラミッドでは、頂点に立つ種が生息していくために、食物連鎖における被食者である植物や昆虫、小動物が豊富に生息・生育することが前提となります。また、頂点に立つ種のなかでも、サシバやオオタカに代表されるアンブレラ種¹の保護を目指すことは、生態系ピラミッドの下位にある動植物や、広い面積の生物多様性及びその生態系を、傘を広げるように保護することにつながります。

自然界の絶妙なバランスによって、この生態系ピラミッドが保たれ、頂点に立つ生物種が生息できる状態は、生物多様性が確保されている環境であることを表す指標のひとつであると考えられています。

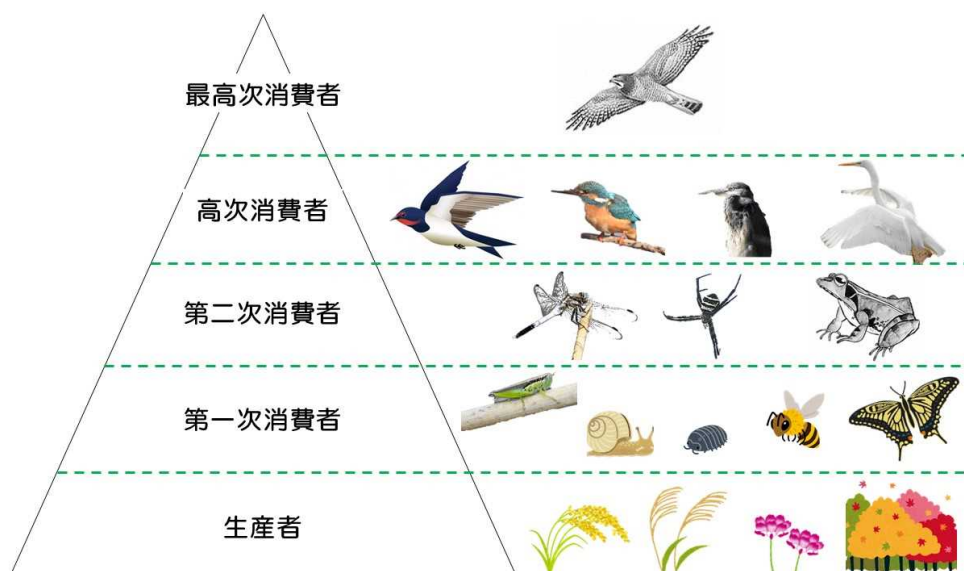


図5 生態系ピラミッド

¹ アンブレラ種…生息・採餌条件が満たされる広い生息地を必要とする種

このように生物多様性に富む自然豊かな谷津や里山²は、かつて市内に多く存在し、水田耕作による農業生産の場として利用され、永く続く人間の営みにより受け継がれてきたものです。

一方で、都市化の進展に伴う谷津の改変・消滅が起き、高齢化や社会経済構造の変化に伴って農業従事者が減少し、耕作放棄される谷津田が増えました。また、燃料革命以降の薪炭利用や林業利用の減少により斜面林の管理が次第に減少し、谷津環境の荒廃が進行しました。

さらに、特定外来生物³をはじめとする外来生物⁴の侵入は、その繁殖力の旺盛さから生息・生育域の動植物を駆逐し、生物相を単一化するおそれがあります。

こうした要因から、かつて市内で確認できた動植物が住みかをなくし、今では希少となり、本市の生物多様性が危機に瀕しています。



図6 谷津の景観イメージ図

² 里山…奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念

³ 特定外来生物…2004（平成 16）年制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定

⁴ 外来生物…国外や国内の他地域から移入され、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種

② 谷津景観の維持・保全

谷津地形は、本市の原風景としての性質を持っています。それは、低地に広がる水田とそこに接する斜面林がかたち作る景観であり、四季の移ろいとともに色を変えて、どこか懐かしい昭和 30 年代の里山風景として、人の営みと自然の調和のかたちを表しています。

また、そうした谷津景観が、都市近郊に存在することは、人々の暮らしに安らぎをもたらし、「佐倉らしさ」を表す特徴のひとつです。

本市では、佐倉市自然環境調査（1995（平成 7）年から 1999（平成 11）年にかけて調査実施、2000（平成 12）年 3 月に報告書を提出）を実施した結果、市内に 169 の谷津が存在し、このうち、69 の谷津が改変・消滅してしまったとしています。それから 20 年以上経過した現在では、少なくともさらに 5 つの谷津の消滅⁵を確認しています。

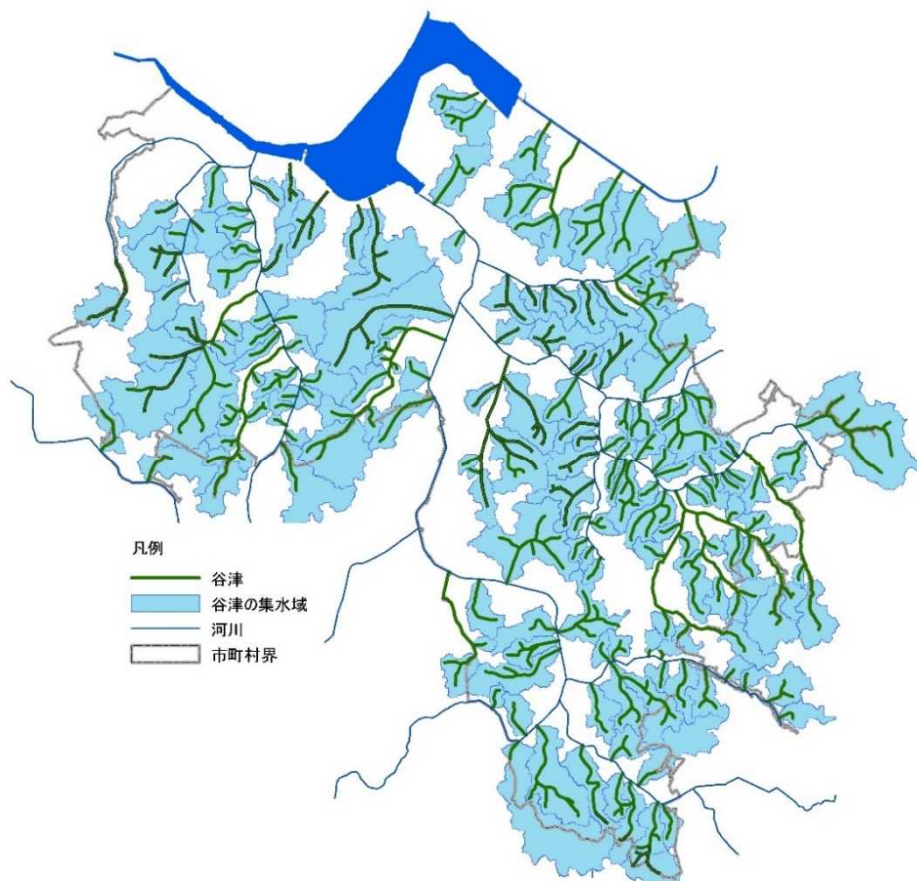


図 7 谷津の集水域

⁵ 5 つの谷津の消滅…うち 2 つは 2004 年調査において、すでに部分改変であった。

③ 環境教育・自然体験・地域交流の場

本市は、旧城下町を基盤とした古くからの市街地や、交通利便性の高まりを受けて整備が進められた住宅団地、農村集落など、都市と農村が調和した特色のある地域で構成され、印旛沼や谷津をはじめとした豊かな自然環境が、市内各所に残されています。

幼少期のうちに、遊びや生活のなかで豊かな自然環境に触れ、生きものと接し、交流した体験は、その後の心身の健全な発達に良い影響を与えるとされています。居住地周辺にあって多様な生きものや景観、歴史的・文化的背景を有する谷津環境は、自然観察や生きものと触れあえる自然体験の場のみならず、環境教育・環境学習としても活用することができます。

また、中高年層を中心に、ボランティア活動や交流の場として活用されることも多く、こうした社会教育・体験活動の場としても谷津環境の適切な保全と活用を図っていく必要があります。



④ 地球温暖化対策

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、地球規模において、猛暑・豪雨・台風などによる甚大な気象災害が発生し、私たちの生命や暮らしが脅かされています。

本市においては、第2次基本計画を策定し、社会経済活動に伴う温室効果ガス排出量の低減を目指して取組を進めています。その中で、自然環境の保全により、まとまった緑を確保することは、植物の光合成により大気中の温室効果ガスの吸収源となる役割を果たすこと、及びヒートアイランド現象による暑熱をやわらげる気象緩和効果が期待されることから施策のひとつとしています。

⑤ 自然災害の緩衝機能

前項でも述べたとおり、近年は気候変動の影響による自然災害の頻発化・激甚化の傾向が強くなっています。本市では、印旛沼という大きな水源に向かって多数の河川が流れています。その周辺の水田や谷津は、降る雨を一時的に蓄え、主要河川への流出を緩やかにすることから、下流域における水量の急激な増加を抑え、土砂流出を防止する役割があり、台風や豪雨災害時には、水害の緩衝地帯としての役割を果たします。

近年では、このような自然環境に備わった災害に対する緩衝機能を「グリーンインフラ⁶（Green Infrastructure）」「Eco-DRR⁷（生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）」として、災害防止のための人工構造物（グレーインフラ⁸（Gray Infrastructure）」を補完する役割と捉え、保全・活用策が検討される動きもあります。

⁶ グリーンインフラ…自然環境が有する多様な機能を防災・減災や、地域創生、環境保全等の様々な課題解決に活用しようとする考え方

⁷ Eco-DRR…自然の力を防災や減災に活用する考え方

⁸ グレーインフラ…ここでは堤防、ダムなどの巨大構造物を指します。

谷津・里山環境を取り巻く最近の動向

○ SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

SDGs は、2015 (平成 27) 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標です。SDGs は、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものであり、SDGs の達成のためには、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市などの社会の多様な主体が行動していく必要があります。

そのため、本市の環境施策においても、その推進が SDGs の達成と深いかわりがあることを認識しており、本指針で主題とする谷津の保全は、豊かな自然を守り育てる取組として、次の 6 つの目標に該当しています。



また、市内の谷津などにおいて、かつての里山の自然環境を復元し、生態系を保全する活動を市民との協働により継続的に実施しています。これは、次の 4 つの目標に該当しています。



○ カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加は、気候変動の要因とされています。近年の気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されているなか、各国で脱炭素社会、カーボンニュートラルへの動きが加速しています。

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減とともに、植物の光合成による大気中の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に取り組む必要があります。

このような時流のなか、本市は、令和 3 年 8 月 18 日に 2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」をしました。

本市の谷津を保全することは、温室効果ガス吸収源の確保に寄与し、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることにつながります。

○ 自然災害

地球温暖化に伴う気候変動により洪水、土砂災害及び渇水被害などの頻発化・激甚化が懸念されています。これらにより、建物被害や倒木等が多数発生することで、停電の長期化、断水及び通信障害など、市民生活や産業活動の多方面に大きな被害を及ぼします。

谷津においても例外ではなく、生きものの生息・生育域や保全活動の場で、修復できる範囲を超える土地の改変が起きやすくなるなどの影響があります。

生物多様性及び生態系サービスについて

○ 生物多様性とは

「生物多様性（Biodiversity）」は、1992（平成4）年にブラジルで調印された生物多様性条約が契機となり世界的に知られるようになりました。

簡単に言うと、地球上の生きものが、バラエティに富んでいること、つまり、複雑で多様な生態系そのものを示す言葉です。

生物多様性条約では、

- ・ 生態系の多様性…様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在
- ・ 種の多様性…様々な生物種の存在
- ・ 遺伝子の多様性…種は同じでも、持っている遺伝子が異なる

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされています。

その具体的な理由は、次の3つです。

・ 生態系の多様性

生態系は、様々な生きものに加え、大気、水、土壌などの非生物的な環境要素から成り立っていて、身近には、森林、草地、水田、河川、ため池などの生態系があります。本指針で言う谷津・里山環境は、モザイク状の環境となっており、こうした生態系の複合体は、生物種の多様性が高いとされています。理由として、個々の生態系に独自の生きものがすんでいることや、あるカエルの種類が産卵期にため池や水田を利用し、それ以外は隣接する斜面林や草地を利用するなど、複数の生態系が存在してはじめて生活できるためです。

・ 種の多様性

種の多様性は、人間にとって様々な自然の恵みを与えてくれます。私たち人間が様々な食材を手にすることができたり、谷津・里山環境において、四季を通じて様々な生きものや植物と触れあえるのは、種の多様性があるおかげと言えます。

・ 遺伝子の多様性

遺伝子レベルでの生物多様性は、同じ種類のトンボやカエルなど個体群の中でみられる個体間の遺伝的な違いと、地理的な隔たりのもとで生じる個体群の間の遺伝的な違いに大別されます。個体群のなかで遺伝的な多様性があると、環境変化の影響を受けたとしても、対応できる遺伝子を持つ個体が現れ、個体群として種を存続していくことができます。また、個体群の間の遺伝的な違いがあると、新たな種を生み出す可能性があります。

○ 生態系サービスとは

生態系サービスは、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類されます（国連・ミレニアム生態系評価（MA・2001～2005））。その後、生態系と生物多様性の経済学（TEEB・2010）においては、「基盤サービス」の代わりに「生息・生育地サービス」を追加しています。

ここでは、ミレニアム生態系評価に基づき、生態系サービスを紹介します。

供給サービス – 暮らしの基礎 –
食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス
調整サービス – 安全な生活 –
森林があることによって気候が緩和されたり、洪水がおこりにくくなったり、水が浄化されたりといった環境を制御するサービス
文化的サービス – 豊かな文化 –
精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス
基盤サービス – いのちの生存の基盤 –
光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環、水循環など上の3つのサービスの供給を支えるサービス

私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性から得られる恵み「生態系サービス」によって支えられており、人間の生存と良質な生活に欠かせないものとなっています。

そして、生物多様性は次の4つの危機に脅かされ、生物多様性の損失と生態系サービスの劣化傾向が継続しています。

- ・ 第1の危機…開発や乱獲など人間活動による危機
- ・ 第2の危機…自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・ 第3の危機…人間により持ち込まれた外来種などによる危機
- ・ 第4の危機…地球温暖化など地球環境の変化による危機

本指針は、谷津・里山環境の保全及び活用に向けた施策を表すものであり、生物多様性を保全し、自然の恵みである「生態系サービス」を享受し続けるために、広く市民の理解を醸成し、取組を推進していきます。

Ⅲ 谷津環境保全の目標

1. 目標

谷津環境の保全において、目指すところとして、前指針の目標を踏襲し、次の4つを掲げます。

(1) 生物多様性の保全

谷津に生息・生育する多様な生物の保持・復元を推進し、次世代に継承します。

(2) 谷津景観の保全

谷津の生物多様性を支える、水田、湧き水、小川及び斜面林などの多様な環境要素を一体として保全し、昔から親しまれてきた豊かな谷津景観を保全及び維持していきます。

(3) 水源の維持

台地の地下水涵養能力を保持し、谷津の持つ水源地としての機能を保つことで、印旛沼の水質改善につなげていきます。

(4) 自然と文化の継承

生きものの暮らしに配慮しつつ自然とふれあい学べる場として、谷津を活用し、谷津で育まれる自然と文化を新たな形で継承していきます。

Ⅳ 谷津環境保全の方針

1. 方針

各目標を達成するための方針を、以下のとおり定めました。

(1) 生物多様性の保全 ～ 市民協働を継続する

谷津の生物多様性は、昔から続く農業の営みにより育まれてきました。近年は、市民協働という新しい力が加わることで維持されています。

この取組を継続し、様々な主体と連携していくことにより、地域の宝である多様な生きものが生息・生育できる谷津環境を次世代に引き継いでいきます。

(2) 谷津景観の保全 ～ 一体的保全を図る

豊かな谷津景観を維持するために、谷津の特徴である、水田、湧き水、小川及び斜面林などの多様な環境要素を一体として保全します。

このため、これまで市民等と協働で保全・再生した谷津田や水路、斜面林等について、今後も維持管理を継続していきます。

(3) 水源の維持 ～ 改変防止に努める

台地の地下水涵養能力を保全するとともに、谷津の活用により廃棄物の不法投棄を防止し、谷津の持つ水源地としての機能を保ちます。このため、谷津周辺の樹林地の減少を防ぐとともに、農業生産者と連携していきます。

(4) 自然と文化の継承 ～ 活用と継承を進める

都市と谷津・里山環境が調和しているまちである「佐倉らしさ」を活かします。生きものの暮らしに配慮しつつ自然とふれあい学べる場として、あるいは生きものの生息域（サンクチュアリ）の場として、谷津を保全・再生し、自然と文化を新たな形で継承していきます。

V 谷津環境の保全及び活用の施策

1. 施策

谷津環境の保全及び活用の施策を、以下のとおり定めました。これらは相互に関連し、さきに挙げた各方針を踏まえ、目標の実現に向けて取り組むものとしします。

(1) 谷津環境保全地の選定

前指針では、「モデル事業」として、市内各谷津において実施した保全活動等の結果を掲載しました。しかし、各モデル事業の実施箇所において、その後も市民団体等を中心に、保全活動が継続して行われている箇所と、十分に施策を推進することができなかった箇所があります。また、指針策定後に、市民団体等による保全活動が行われた箇所もあります。

本指針においては、これらを整理し、第2次基本計画に『重要と考えられる谷津』として掲載した箇所を「谷津環境保全地（以下「保全地」という。）」として表1のとおり選定し、必要に応じて追加又は変更します。

保全地は、市民団体等及び市による保全活動や生物調査等の継続から、生物多様性が維持又は回復されていることが確認されており、今後も保全活動を継続し、次世代に残していくべき重要な谷津であると位置づけるものです。

各保全地では、それぞれに保全の方向性があることから、それらを尊重し、市民団体等と市が情報交換を密にすることで、状況を共有し、市内自然環境の保全が継続して維持されるよう努めます。

表1 谷津環境保全地一覧

谷津名 ※		保全の方向性
下志津・畔田地区	あぜたやっ 畔田谷津（下志津・畔田）	・現在の保安全管理の質と面積を維持します。 ・生きものの生息・生育に合わせた順応的管理を継続します。 ・樹木の適度な伐採による林床管理を実施します。 ・生きもののくらしに配慮しつつ、自然と触れ合い学べる場として保全を継続します。
	ごたんめやっ 五反目谷津（下志津）	
岩富地区	おおやっ 大谷津（岩富）	・現在の保安全管理の質を落とさず、面積を維持します。 ・里山と谷津低地の生物多様性の保全を図ります。 ・生きもののサンクチュアリ⁹として保全を継続します。
	ぶつくや 佛供谷（岩富）	
	くらのうしろやっ 蔵之後谷津（岩富）	
その他の地区	タキヤツ（上勝田）	・谷津低地の生物多様性の保全を図ります。 ・枝谷津は、生きもののサンクチュアリとして保全を継続します。 ・前ヶ作は、生きもののくらしに配慮しつつ、自然と触れ合い学べる場として継続します。
	やっ 谷津（飯野）	
	にしみかどやっ 西御門谷津（西御門）	
	まえがさく 前ヶ作（直弥）	
	えだやっ 枝谷津（直弥）	

※ 市民団体等及び市により現に保全活動が行われているなど、本市における谷津環境の保全において、重要と考えられる谷津

⁹生きもののサンクチュアリ…環境分野では、野生の動植物を安全に管理し、増殖育成を図るための保護区域

(2) 土地所有者との協力体制の継続

保全地は、土地所有者の協力のもと市民団体等によって保全活動が行われ、生物多様性が継続して維持されてきました。これらの保全地では、実際に保全活動を行う市民団体等と土地所有者との信頼関係構築及び土地の立入り許可に始まり、その後現在に至るまで、市民団体等が保全活動を継続することについて、本市からも土地所有者に対して協力依頼を行っている経緯があります。

このことは、市民団体等にとって、継続して保全活動を行うモチベーションとなるだけでなく、本市にとって、生物多様性の観点から重要な谷津環境の保全につながる取組のひとつです。

本市は、今後も市民団体等と土地所有者との間に立ち、協力体制の継続に努めていくこととします。なお、保全地のうち、土地所有者に対する協力依頼を行っていない谷津に関しては、活動する市民団体等と状況を把握し、必要に応じて市も関与する協力体制の構築に努めます。

表2 保全地の土地所有と協力依頼の状況一覧

谷津名		土地所有状況	協力依頼状況
下志津・畔田地区	あぜたやっ 畔田谷津（下志津・畔田）	中流域：民有地 下流域：大部分が市	中流域：あり 下流域：－（※）
	ごたんめやっ 五反目谷津（下志津）	大部分が市	－（※）
岩富地区	おおやっ 大谷津（岩富）	民有地	あり
	ぶつくや 佛供谷（岩富）		
	くらのうしろやっ 蔵之後谷津（岩富）		
その他の地区	タキヤツ（上勝田）	民有地	あり
	やっ 谷津（飯野）	民有地	なし
	にしみかどやっ 西御門谷津（西御門）	市有地	－（※）
	まえがさく 前ヶ作（直弥）		
	えだやっ 枝谷津（直弥）	民有地	なし

（※） 市有地における保全活動については、別途協定等の締結がなされている。

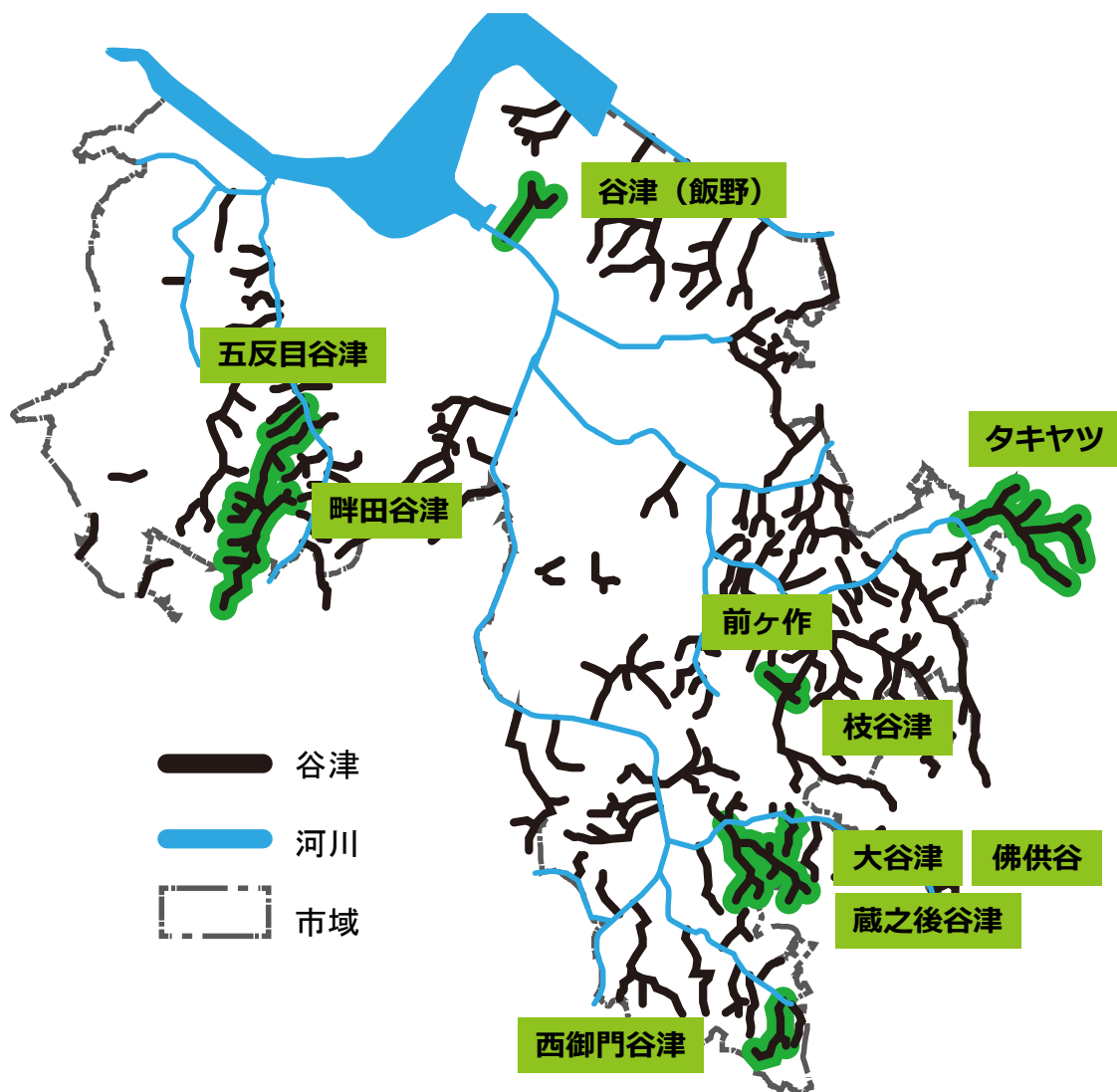


図8 谷津環境保全地

(3) 保全地における保全活動の維持・継続・手法

① 保全の方向性

各保全地では、市民団体等による保全活動が行われており、その方向性は表 1 のとおりです。

このうち、「順応的管理¹⁰」については、生きものによる草地、水辺及び水環境の利用時期や利用形態に配慮しながら、草刈り、草抜き、水路及び水位の管理等を行うことを意味します。

また、「生きもののサンクチュアリ」として記載している箇所は、乱獲や盗掘等により、その土地に見られた生きものが、実際に大きく数を減らされたことがあり、生物多様性の維持及び確保の観点並びに土地の形状及び所在地を理由として、一般的な利用や活用が難しいため、原則的に公開しない箇所とします。

¹⁰ 順応的管理…環境分野では、特に野生生物や生態系の保護管理に用いられる考え方。常にモニタリングを行いながら、その結果に合わせて対応を変える管理手法

② 畔田谷津（下流域）：畔田谷津ワークショップの活動

畔田谷津ワークショップは、前指針に基づいて、市民協働により谷津保全の推進を図るため、市民と市によって設立された活動団体です。畔田谷津の下流域（（仮称）佐倉西部自然公園予定地 B ゾーン内）において、「サシバのふるさと畔田谷津」をキャッチフレーズとして、昭和 30 年代の里山景観の復元を目標に、谷津田や斜面林の復元、保全及び維持管理のために活動を行っています。今後も市民協働によるこの活動を推進し、谷津環境の保全及び景観の維持を図っていきます。

表 3 畔田谷津ワークショップ概要

活動方針・理念	
人との関わりによって維持されてきた、畔田谷津の自然環境とふるさとの原風景を保全再生し、生物多様性の高い里山の自然を子孫につないでいく。	
基本原則	
・ 参加は任意・自由とする（原則個人参加）。 ・ 方針・理念にそって、能力に応じて活動する。 ・ 全体の合意を前提とする。 ・ 生きものを持ち出さない、持ち込まない。 ・ 希少生物に関する情報を口外しない。 ・ 生きもののくらしに配慮しつつ、自然とふれあい学べる場とすることをめざす。	
沿革	
2007（平成 19）年 4 月	畔田谷津ワークショップの設立・活動の開始
2015（平成 27）年 12 月	環境省・重要里地里山 500 に「下志津・畔田谷津」として選定

(4) 保全地以外での保全活動との連携

本市では、さきに挙げた保全地以外の箇所でも、市民団体等による活動が行われています。各箇所においては、公益財団法人 佐倉緑の基金の各種事業が活用され、希少種の保護や景観の維持につながる活動が行われています。このような活動を行政が適切に把握し連携していくことで、谷津・里山環境の保全につなげていきます。

(5) 保全及び活用の両立

谷津・里山環境においては、配慮を欠いた方法での自然観察や写真撮影等により、生きものの生息・生育に対して影響やストレスを与えたり、乱獲や盗掘等によって希少種が持ち出されるなど、利用におけるマナーが問題となっています。

そのため、谷津・里山環境の保全及び活用にあたっては、これらマナーの周知・啓発に努めます。

また、外来生物の持ち込みや侵入は、地域の生態系や生物多様性を脅かすものであり、私たちの生活環境にまで影響を及ぼす可能性がある点に留意する必要があります。そのため、特定外来生物をはじめとする外来生物対策の取組について、ホームページ等を通じて、周知・啓発に努めます。

表4 生きものの持ち込み、持ち出しについての基本方針

(※ (仮称) 佐倉西部自然公園における動植物の取扱いについて から一部抜粋)

場所	持ち込み	持ち出し
あげたやっ 畔田谷津	禁止	禁止 (調査目的に限り事前許可)
ごたんめやっ 五反目谷津	禁止	原則禁止 (調査目的に限り事前許可)
その他のエリア	原則禁止(事前許可)	原則禁止 (調査目的に限り事前許可)

- ・ 子どもが遊ぶ際にも、持ち出しを禁止とする。ただし、現地では自由に捕獲・観察をさせ、現地で捕獲した生きものは観察したのちに放す習慣を学ばせる。

(6) 環境教育・環境学習の実施

自然や環境保全への関心と理解を高め、次世代を担う子どもたちの健全な育成のために、自然とのふれあいや自然体験、環境教育の機会を設けていきます。

また、親子で楽しめる自然観察・環境学習イベントや、中高年層に人気のある歴史的な観点を踏まえた市民講座など、幅広い年齢層に多様な体験・学習機会を提供できるように工夫します。

- ・ 主催事業や関係団体との共催・後援による講演会や市民講座の実施
- ・ 活動が続いている市民や、市職員による小中学校への出前授業の実施
- ・ 環境学習・体験学習イベントの実施及び参加
- ・ 環境学習・レクリエーション実施希望者と、担当できる講師や活動場所のマッチング

(7) 広報・啓発活動及び情報発信の取組

本市は、これまでもホームページや広報紙を通じて、各イベント及び講座の実施や、保全活動の紹介等の情報発信を行ってきました。

イベント実施及び募集段階の広報だけでなく、どのような雰囲気イベントであったか、どのような学びが得られたかなど事後の周知まで行うことで、市民理解の促進や、保全活動の活性化、意見交換の活発化につなげます。

現代では、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）などの各種ツールが普及し、広報・啓発及び情報発信手段も多岐にわたることから、従来からの手段によることも継続しつつ、それぞれを効果的に活用していきます。これにより、保全活動の直接的な支援を行うだけでなく、担い手の確保、谷津・里山環境の活用及び自然観察等における利用時のマナーの周知等に取り組みます。

(8) 情報共有・交流促進の場の形成と多様な主体との連携

谷津・里山環境の保全及び活用にあたっては、市内での自発的な取組を促進していくことが重要ですが、これまでのように市民団体等や農業者だけで谷津環境や農地・山林などの維持管理を担っていくことは困難になってきています。今後は、より幅広い地域住民、活動団体、企業及び行政等の多様な主体がそれぞれの考え方等を尊重しあいながら、互いに協力しあうパートナーシップを確立するため、協働の仕組みづくりを進めます。

① 農業者とのさらなる連携・協働

農地及びその周辺環境を維持管理し、耕作する農業者の存在とその営みは、本指針目標のすべてに通ずるものです。

現地訪問や谷津見学会においては、谷津で水田耕作を行う農業者や農業団体との交流がありました。環境負荷の低減を目指す農業や、生きもののくらしにやさしい農業など、それぞれ目指す方向性をもって営農しており、地域に根差した取組を取り上げて、応援していく必要があります。

また、私たちが消費者として地産地消に対する意識を持ち、地元農産物を購入することで、その一助となれることから、取組を推進していきます。

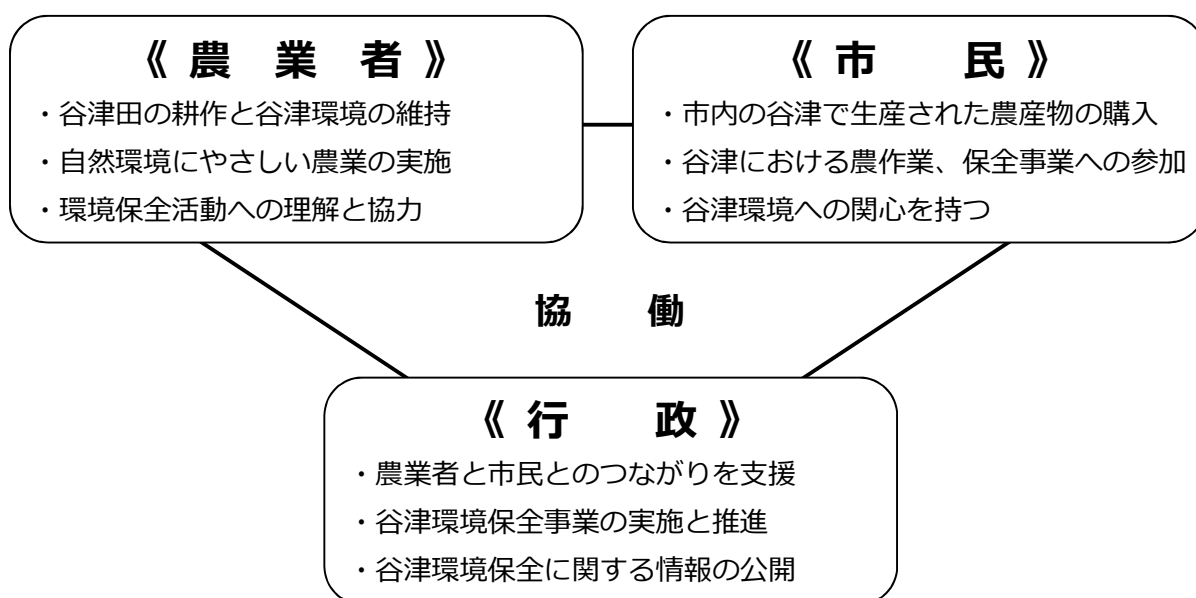


図9 農業者、市民及び行政の役割並びに協働のイメージ図

② 『やつのわ』づくり

第2次基本計画策定時に開催した「佐倉の環境を考えるワークショップ」や、本指針の見直しを契機として行った谷津見学会等において、参加者どうしの交流が生まれています。

こうした交流の場・情報交換の場を設けて、各活動主体間の交流を促進し、活動の活性化を図り、『やつのわ（谷津の輪）』づくりにつなげていきます。

③ 地域住民、企業等の主体との連携

本市の谷津・里山環境の保全については、市民団体等及び農業者により熱心に行われていますが、それ以外にも自然環境の保全の観点から、地域住民や企業等の様々な主体による自主的な活動も行われています。谷津環境の保全と活用においては、当該箇所のみでの保全だけでなく、近隣の地域や、広く市内に目を向けた活動ひとつひとつが相互に関連し、相乗効果をもって自然環境の保全として達成されるものと考えられることから、そうした活動に目を向け、より幅広い地域住民、活動団体、企業及び行政等の多様な主体の連携による協働の取組を検討します。

2. 推進体制

これまで述べたように、谷津環境の自然を保全し、活用していくためには、広く市民の力を統合していかななくてはなりません。すなわち、市民と市が協働して、これらの取組の核となり、それぞれ現在まで積み上げてきた経験や知識を、互いに持ち寄り実行しながら、周囲の農業者や土地所有者、事業者等との連携をしていくことが必要です。

私たちは、変化しつつあるコミュニケーション手段を柔軟に組み合わせつつ連携を進め、谷津環境の自然と生物多様性という本市の財産を守り、育て、そして次世代に継承していきます。

資料編

資料

○ 第2次佐倉市谷津環境保全指針策定記録（現地訪問・谷津見学会）

2019.10.1

・現地訪問

後谷津（寒風、和田小の体験田 藤崎氏の案内）、勝田沢沿いの枝谷津

2019.11.13

・現地訪問

八木地区 小川氏の耕作田

「佐倉の環境を考えるワークショップ（谷津テーマグループ）」との合同見学会

2019.12.23

・現地訪問

前ヶ作（直弥公園谷津田生態系保全区域）、直弥沢の枝谷津 佐倉里山クラブの案内

環境を考えるワークショップ（谷津テーマグループ）との合同見学会

2020.1.30

・現地訪問

扇立谷津、後谷津（小竹、小竹小の体験田、山崎氏の案内）

2021.9.22

・現地訪問

前ヶ作（直弥公園谷津田生態系保全区域）、枝谷津、大谷津 佐倉里山クラブの案内

2021.12.16

・現地訪問

大谷津、佛供谷、蔵之後谷津 佐倉里山クラブの案内

○ 谷津を活用している小中学校リスト

谷津名	小中学校名	利用内容
畔田谷津下流域 (下志津・畔田)	王子台小学校	総合学習、生きもの探し
後谷津寒風	和田小学校	米づくり体験田
後谷津小竹	小竹小学校	米づくり体験田

○ 谷津ごとの保全活動団体一覧

谷津名	活動団体名
畔田谷津下流域 (下志津・畔田)	畔田谷津ワークショップ、佐倉市、緑の基金
畔田谷津中流域 (下志津・畔田)	仲間の会、畔田竹刈隊
五反目谷津 (下志津)	生命を見守る会、佐倉市 (緑の基金に業務委託) 佐倉里山支援 28
坊谷津 (畔田)	畔田竹刈隊、緑の基金
大谷津 (岩富)	佐倉里山クラブ、緑の基金
佛供谷 (岩富)	佐倉里山クラブ、地元農業者、緑の基金
蔵之後谷津 (岩富)	佐倉里山クラブ、緑の基金
タキヤツ (上勝田)	仲間の会、佐倉市、緑の基金
谷津 (飯野)	仲間の会、緑の基金
西御門谷津 (西御門)	佐倉市
前ヶ作 (直弥)	佐倉里山クラブ、佐倉市
枝谷津 (直弥)	佐倉里山クラブ、緑の基金

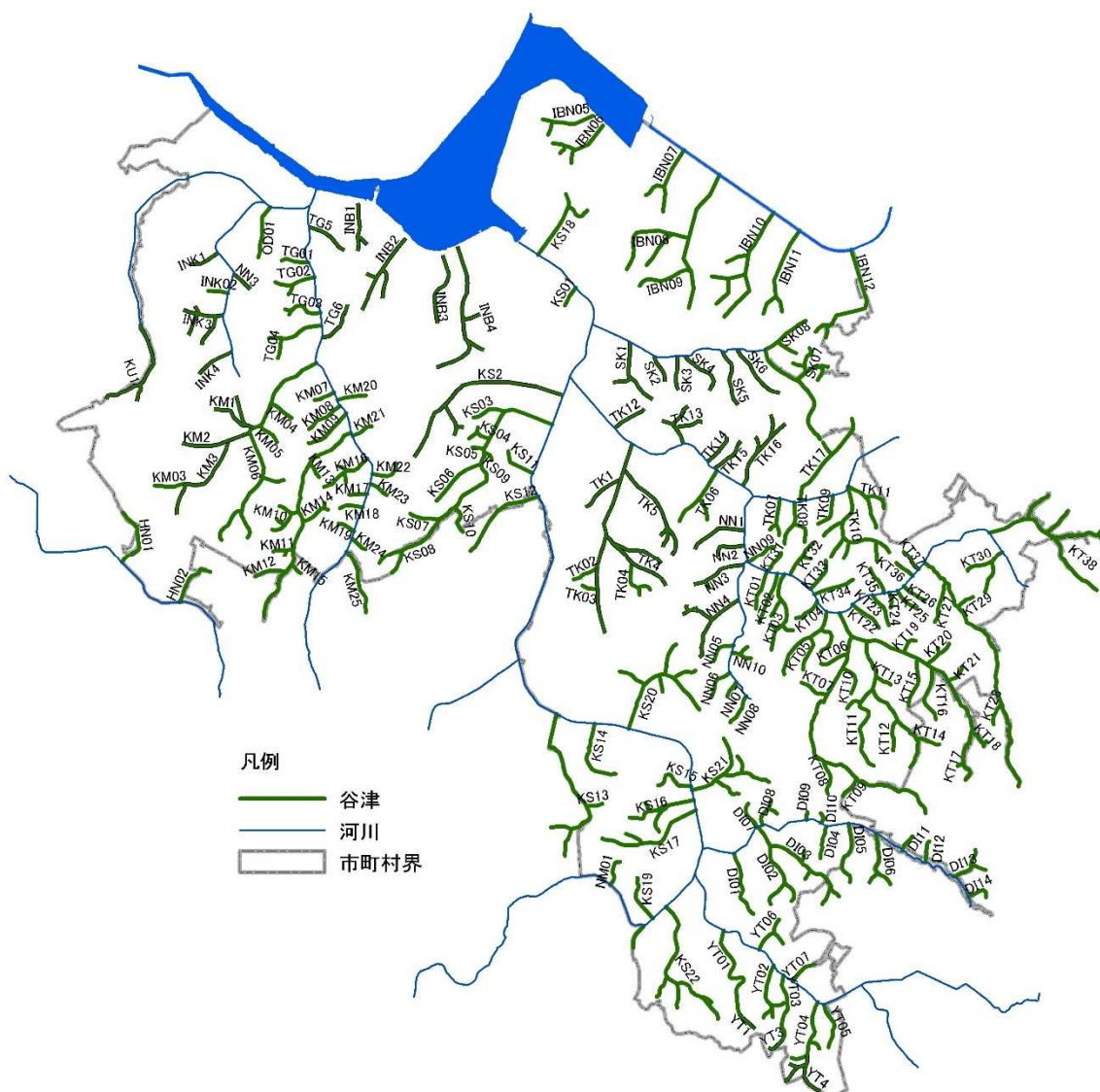
※ 団体名の正式名称 (略称)

公益財団法人佐倉緑の基金 (緑の基金)

人と自然をつなぐ仲間・佐倉 (仲間の会)

畔田谷津の生命を見守る会 (生命を見守る会)

○ 佐倉市内の谷津の位置と名称



	流域番号	河川名	沢番号	沢名	谷津番号	谷津名	消滅または改変、転用の確認
001	INB	印旛沼			INB 1	ヤマウチヤツ 山内谷津	○
002					INB 2	エンノウヤツ 円能谷津	○
003					INB 3	ナガサク ウスイ 長作(臼井)	○
004					INB 4	マノヤツ 間野谷津	○
005					INB 5	サクヤマ 作山	○
006					INB 6	カミイケヤツ 上池谷津	
007			a	飯野沢	INB 7	ウシロダヤツ 後田谷津	
008			a	飯野沢	INB 8	シバシタヤツ 芝下谷津	
009				中央水路	INB 9	フダガサク 夫田賀作	○
010				中央水路	INB 10	シミツイ 清水井	
011				中央水路	INB 11	イケシタヤツ 池下谷津	
012				中央水路	INB 12	オオミドウヤツ 大御堂谷津	○
013	KS	鹿島川			KS 1	テギサク 天祇作	○
014					KS 2	ソメイノヤツ 染井野谷津	○
015			b	吉見沢	KS 3	キョウリヤツ 京利谷津	○
016			b	吉見沢	KS 4	ミヤタヤツ 宮田谷津	○
017			b	吉見沢	KS 5	オオサク ヨシミ 大作(吉見)	
018			b	吉見沢	KS 6	シバサカヤツ 芝坂谷津	
019			b	吉見沢	KS 7	ナカビヨヤツ 中ノ比余谷津	
020			b	吉見沢	KS 8	カミヤツ 上谷津	
021			b	吉見沢	KS 9	オオドチヤツ 大道地谷津	
022			b	吉見沢	KS 10	シモドヤツ 下戸谷津	
023					KS 11	サク 作	○
024					KS 12	カメサキヤツ 亀崎谷津	
025			c	馬渡沢	KS 13	サンノウヤツ 山王谷津	○
026			c	馬渡沢	KS 14	ツクリザカヤツ 作り坂谷津	
027			c	馬渡沢	KS 15	ババヤツ 馬場谷津	○
028			c	馬渡沢	KS 16	キジヤツ 鎮守谷津	
029			c	馬渡沢	KS 17	ニシヤツ サカド 西ノ谷津(坂戸)	
030			c	馬渡沢	KS 18	ヤツ 谷津	
031			c	馬渡沢	KS 19	シミズサク サカド 清水作(坂戸)	○
032			c	馬渡沢	KS 20	コシノヅカヤツ 小篠塚谷津	
033			c	馬渡沢	KS 21	タキノヤツ ミヤウチ 滝ノ谷津(宮内)	○
034			c	馬渡沢	KS 22	カメダヤツ 亀田谷津	
035	SK	佐倉川			SK 1	クリヤマヤツ 栗山谷津	○
036					SK 2	フドウサク 不動作	○
037					SK 3	ウキョウヤツ 右京谷津	○
038					SK 4	ウリサク 瓜作	○
039					SK 5	センナリヤツ 千成谷津	○
040					SK 6	オオジャヤツ 大蛇谷津	○
041			d	大蛇沢	SK 7	フジサワヤツ 藤沢谷津	
042					SK 8	ツルギヤツ 剣谷津	○
043	NN	南部川			NN 1	ハルジヤツ 春地谷津	○
044					NN 2	アイノヤツ 間ノ谷津	○
045					NN 3	キドヤツ ジョウ 木戸谷津(城)	○
046					NN 4	オモテシモヤツ 表下谷津	○
047					NN 5	シタノサク 下ノ作	○

	流域番号	河川名	沢番号	沢名	谷津番号	谷津名	消滅または改変、転用の確認
048	NN	南部川			NN 6	ボウシタヤツ 房下谷津	
049					NN 7	トトノヤツ 親父ノ谷津	○
050					NN 8	ドウジョウヤツ 道乗谷津	○
051					NN 9	オオサク タカサキ 大作(高崎)	
052					NN 10	オモテカミヤツ 表上谷津	○
053	TK	高崎川	e 太田沢		TK 1	ソウマヤツ 相馬谷津	○
054			e 太田沢		TK 2	ムカイサク 向作	○
055			e 太田沢		TK 3	シンデンヤツ オオタ 新田谷津(太田)	
056			e 太田沢		TK 4	イシカワヤツ 石川谷津	○※2019
057			e 太田沢		TK 5	イドサク 井戸作	○
058					TK 6	ペンテンサク 弁天作	○
059					TK 7	ドウヤツ 道谷津	
060					TK 8	ミヤヤツ 宮谷津	
061					TK 9	ナガサク ヤギ 長作(八木)	○
062					TK 10	テラウチヤツ 寺内谷津	
063					TK 11	カメイヤツ 亀井谷津	
064					TK 12	タカショウヤツ 鷹匠谷津	○
065					TK 13	ウルシサク 漆作	○
066					TK 14	ヘビサク 蛇作	○
067					TK 15	ウシヤ 後口谷	○
068					TK 16	シロガネヤツ 白銀谷津	○
069					TK 17	カミダイヤツ 上代谷津	
070	KT	勝田川			KT 1	コメカスヤツ 米粕谷津	
071					KT 2	コヤツ 小谷津	○
072					KT 3	シモヤツ 下谷津	
073					KT 4	アマベオヤツ 天辺大谷津	
074					KT 5	オオサク アマベ 大作(天辺)	
075			f 直弥沢		KT 6	シンデンヤツ ナオヤ 新田谷津(直弥)	
076			f 直弥沢		KT 7	マエサク 前ヶ作	
077			f 直弥沢		KT 8	ナカザワヤツ 中沢谷津	
078			f 直弥沢		KT 9	カミサワヤツ 上沢谷津	
079			f 直弥沢		KT 10	サクラダニ 桜谷	
080			g 上別所沢		KT 11	ウシロヤツ 後谷ツ	
081			g 上別所沢		KT 12	アライド 洗井戸	
082			g 上別所沢		KT 13	フタミヤ 二見谷	
083			g 上別所沢		KT 14	ヒガシダニ 東谷	
084			h 米戸沢		KT 15	イズミサク 和泉作	
085			h 米戸沢		KT 16	オオタヤツ 太田谷津	
086			h 米戸沢		KT 17	ジャバミヤツ 蛇バミ谷津	
087			h 米戸沢		KT 18	ハヌキヤツ ハヌキ谷津	
088			h 米戸沢		KT 19	スミダヤツ 角田谷津	
089			h 米戸沢		KT 20	ナワサク 縄作	
090			h 米戸沢		KT 21	カイ マエヤツ 貝ガラ前谷津	
091					KT 22	ウマカタヤツ 馬形谷津	○
092					KT 23	シコクサク 四国作	
093					KT 24	イドヤツ 井戸谷津	○
094					KT 25	ヒガシヤツ 東谷津	

※…2004 年調査で「部分的に改変、消滅」とした谷津

※2019…2019 年調査で「改変、消滅」とした谷津

No.56 の「石川谷津」は、2004 年調査で「部分的に改変、消滅」とされていた

	流域番号	河川名	沢番号	沢名	谷津番号	谷津名	消滅または改変、転用の確認
095	KT	勝田川			KT 26	ニシバツ シモカツタ 西谷津(下勝田)	ニシノヤツ(シモカツタ) ○※2019
096			i	上勝田沢	KT 27	カツマタヤツ 勝間田谷津	カツマタヤツ
097			i	上勝田沢	KT 28	サク コモ作	コモサク
098			i	上勝田沢	KT 29	シラハタヤツ 白畑谷津	シラハタヤツ
099					KT 30	ケジョウジヤツ 花城寺谷津	ケジョウジヤツ ○
100					KT 31	イマイチヤツ 今市谷津	イマイチヤツ ○
101					KT 32	ニシノヤツ サムカゼ 西ノ谷津(寒風)	ニシノヤツ(サムカゼ) ○
102					KT 33	サムカゼヒガシヤツ 寒風東谷津	サムカゼヒガシヤツ
103					KT 34	ウシロヤツ サムカゼ 後谷津(寒風)	ウシロヤツ(サムカゼ)
104					KT 35	ヤギヤツ シモカツタ 八木谷津(下勝田)	ヤギヤツ(シモカツタ)
105					KT 36	オオヤツ シモカツタ 大谷津(下勝田)	オオヤツ(シモカツタ) ○
106					KT 37	イチノツボヤツ 一之坪谷津	イチノツボヤツ ○
107					KT 38	タキヤツ	タキヤツ
108	DI	大流川			DI 1	ネズミヤツ 鼠谷津	ネズミヤツ
109					DI 2	クラノウシロヤツ 蔵之後谷津	クラノウシロヤツ
110					DI 3	オオヤツ イワトミ 大谷津(岩富)	オオヤツ(イワトミ)
111					DI 4	ブツクヤ 佛供谷	ブツクヤ
112					DI 5	ヤギヤツ イワトミ 八木谷津(岩富)	ヤギヤツ(イワトミ)
113					DI 6	シモリュウスイヤツ 下流水谷津	シモリュウスイヤツ
114					DI 7	コクジラヤツ 小鯨谷津	コクジラヤツ
115					DI 8	ツキノヤ 月ノ谷	ツキノヤ
116					DI 9	ゼンブツヤツ 前佛谷津	ゼンブツヤツ
117					DI 10	ミナミダイヤツ 南台谷津	ミナミダイヤツ
118					DI 11	カミリュウスイヤツ 上流水谷津	カミリュウスイヤツ
119					DI 12	シモユイシヤツ 下湯石谷津	シモユイシヤツ ○
120					DI 13	ナカユイシヤツ 中湯石谷津	ナカユイシヤツ ○
121					DI 14	カミユイシヤツ 上湯石谷津	カミユイシヤツ
122	YT	弥富川			YT 1	タキノヤツ ウチダ 滝ノ谷津(内田)	タキノヤツ(ウチダ) ○※
123					YT 2	マエダヤツ 前田谷津	マエダヤツ
124					YT 3	フナギヤツ 舟木谷津	フナギヤツ ○※
125					YT 4	ニシミカドヤツ 西御門谷津	ニシミカドヤツ ○※
126					YT 5	トコロヤツ 所谷津	トコロヤツ
127					YT 6	ヨコヤツ 横谷津	ヨコヤツ
128					YT 7	ナナマガリヤツ 七曲谷津	ナナマガリヤツ
129	NM	並木川			NM 1	ハチロウサク 八郎作	ハチロウサク ○
130	TG	手線川			TG 1	ダイバラヤツ 大原谷津	ダイバラヤツ
131					TG 2	ナカウチヤツ 中内谷津	ナカウチヤツ
132					TG 3	アツチヤツ 安土谷津	アツチヤツ ○※2019
133					TG 4	ジョウザヤツ 上座谷津	ジョウザヤツ ○
134					TG 5	トリイサク 鳥居作	トリイサク ○
135					TG 6	ナガヤツ 長谷津	ナガヤツ ○
136	KM	上手線川	j	下志津沢	KM 1	トウカンサク 東間作	トウカンサク ○
137			j	下志津沢	KM 2	シモサク 下作	シモサク ○
138			j	下志津沢	KM 3	オオヤツ カミシヅ 大谷津(上志津)	オオヤツ(カミシヅ) ○※2019
139			j	下志津沢	KM 4	サクノヤツ 作谷津	サクノヤツ
140			j	下志津沢	KM 5	ゲットオダヤツ 源遠田谷津	ゲットオダヤツ ○
141			j	下志津沢	KM 6	カナマルヤツ 兼丸谷津	カナマルヤツ

※…2004年調査で「部分的に改変、消滅」とした谷津

※2019…2019年調査で「改変、消滅」とした谷津

No.138の「大谷津(上志津)」は、2004年調査で「部分的に改変、消滅」とされていた

	流域番号	河川名	沢番号	沢名	谷津番号	谷津名	消滅または改変、転用の確認	
142	KM	上手線川			KM 7	イイゴウサク 飯郷作	イイゴウサク	
143				KM 8	シライザク 白井作	シライザク		
144				KM 9	ゴタンメヤツ 五反目谷津	ゴタンメヤツ		
145			k 畔田沢	KM 10	ヤマノシタヤツ 山ノ下谷津	ヤマノシタヤツ		
146			k 畔田沢	KM 11	ツツミナカヤツ 堤中谷津	ツツミナカヤツ		
147			k 畔田沢	KM 12	シミズサク シモシツハラ 清水作(下志津原)	シミズサク(シモシツハラ)		
148			k 畔田沢	KM 13	ニシバラヤツ 西原谷津	ニシバラヤツ		
149			k 畔田沢	KM 14	ハットダイヤツ ハット台谷津	ハットダイヤツ		
150			k 畔田沢	KM 15	オオボリヤツ 大堀谷津	オオボリヤツ		
151				KM 16	ボウヤツ 坊谷津	ボウヤツ		
152				KM 17	ダイクチャツ 台口谷津	ダイクチャツ		
153				KM 18	カワドバシヤツ 川戸橋谷津	カワドバシヤツ		
154				KM 19	ツカハラヤツ 塚原谷津	ツカハラヤツ		
155				KM 20	ワタドヤツ 渡戸谷津	ワタドヤツ		
156				KM 21	ムカイチャツ 迎地谷津	ムカイチャツ		
157				KM 22	キタノサク 北ノ作	キタノサク		
158				KM 23	ヨコヤマヤツ 横山谷津	ヨコヤマヤツ		
159				KM 24	ジョウミアヤツ 上綱谷津	ジョウミアヤツ		
160				KM 25	ウチクロダヤツ 内黒田谷津	ウチクロダヤツ		
161	OD	小竹川			OD 1	ウシロヤツ(オダケ) 後谷津(小竹)		
162	KU	高野川			KU 1	シミズシタ 清水下	○	
163	INK	井野川			INK 1	ニシヤツ(イノ) 西谷津(井野)	ニシヤツ(イノ)	○
164				INK 2	マツヤマヤツ 松山谷津	マツヤマヤツ		
165				INK 3	ミナミサク 南作	ミナミサク	○	
166				INK 4	フカサク 深作	フカサク	○	
167	HN	花見川			INK 5	キドヤツ(オダケ) 木戸谷津(小竹)	キドヤツ(オダケ)	○
168				HN 1	コヤムカイ 小谷向	コヤムカイ	○	
169				HN 2	ネバナヤツ 根花谷津	ネバナヤツ	○※2019	

※…2004 年調査で「部分的に改変、消滅」とした谷津

※2019…2019 年調査で「改変、消滅」とした谷津